

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年二月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新井昌行

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道長瀬児玉線	秩父郡長瀬町大字野上・下郷字横町二〇〇四番八地先から同郡同町大字野二〇〇三番一地先まで	令和八年二月六日	
			ト延ある。定期で事務所長告示第 ル長四四・二〇メー域の示し供用開始で け埼玉県秩父県土整付
			令和八年二月六日付